岩手大学教員海外派遣事業（平成３１年度分）実施要項

平成３０年１０月１１日

１．目的

岩手大学の若手・中堅教員を海外の大学・研究機関に派遣し、国際的な視野を持った教員を育成する。国際交流に積極的な教員へのインセンティブ付与や、教員の国際業務能力向上の機会を提供し、教員一人ひとりの国際化への意識を高め、岩手大学のグローバル化を推進することを目的とする。

なお、当該教員は、本事業への参加後、派遣先の大学・研究機関の研究者との交流推進に寄与するとともに、岩手大学が実施する国際関係事業に積極的に参画することとする。

２．期待される効果

・岩手大学の国際交流関連事業に積極的に取り組み、大学運営において国際関係業務の核となる人材となる。

・教育内容・方法の改善に意識的に取り組み、派遣終了後、岩手大学において外国語等による国際的に水準の高い講義が実施可能になる。

・国際理解力、コミュニケーション能力が強化、育成される。

・派遣国に対する教育研究分野の理解が促進される。

・教授法に関わるFD研修会や講演会、国際交流委員会等へ積極的に参画する。

３．要　件

（１）資格：　派遣年度の４月１日現在、50 歳未満の本学教員（附属学校教員を除く）

（２）派遣期間：　派遣開始は４月１日以降とする。派遣の期間は、原則６ヵ月以内で、年度末を超えない範囲とする。承認後の期間延長は原則として認めない。ただし、住居確保や転居手続きの都合上、派遣期間前後１週間程度の滞在は認める。

（３）派遣期間中の身分：　派遣期間中の身分は、本学教員であり、出張として扱われる。

（４）受入機関：国際連携室が提示する協定校

具体的なプログラム内容は別紙のとおり。  
※協定校以外への海外派遣（自由選択型）については本事業とは別途募集予定。

（５）派遣者数：　２名以内

（６）支給経費：　勤務場所と派遣先との往復１回分に係る交通費、及び滞在費を支給する（国立大学法人岩手大学旅費規則による）。ただし、航空運賃は最下級普通運賃（ディスカウントエコノミー相当）とする。滞在費については、日額１万円を上限として支給する。 その他、実施にあたり必要となる経費について、教員に配分される研究費等から充てることができるものとする。

（７）語学力：研修先で主に英語でコミュニケーションを取る場合、IELTS 5.5/TOEFL-iBT 69-79/TOEIC 600-740 程度以上の語学力を有していることが望ましい。

（８）その他

①本事業は、サバティカル研修との重複申請を認めるが、本事業は教員の「国際業務能力向上」の機会を提供し、その成果を本学の国際関係事業に積極的に還元してもらうことを主目的とした事業であり、「自主的調査研究に専念できる」ことを主目的とするサバティカル研修制度とは目的が異なるため、申請に当たっては留意すること。なお、双方とも採用された場合、重複する期間については一方を辞退すること。

②本事業による派遣期間がサバティカル研修と連続する場合、本事業派遣先とサバティカル研修実施場所の移動にかかる旅費は別途協議により支給する。

③海外旅行保険については、必ず加入すること。

４．応募方法

申請時の所属部局を通じて応募すること。

（１）申請書類

□岩手大学教員海外派遣事業申請書（別紙様式１）

※本事業の趣旨から、帰国後、岩手大学に1年以上在職することが期待されていることを理解したうえで署名すること。

□部局長の推薦書（別紙様式２）

※推薦者数が複数の場合は順位も付して連絡すること。

□航空賃等の見積書

※内訳記載があるもの。家族で行く場合は申請者分のみのもの。

（２）提出期限は別途定める。

５．選 考

（１）本事業の目的に照らし、国際連携室による審査のうえ、国際戦略推進員会において決定する。

（２）審査結果については推薦のあった部局長に対して通知する。

６．その他

（１）採択された教員は以下の義務が発生する。

①派遣期間中、毎月定期報告書（別紙様式３）を提出すること。

②派遣終了後、１ヵ月以内に、「帰国報告書（別紙様式４）」を提出すること。

③派遣終了後、１年以内に、事業報告会にて派遣概要及びその後の業務進捗状況の報告を行うこと。

④派遣終了後、１年経過後に「成果報告書（別紙様式５）」を提出すること。

⑤派遣終了後、大学及び学部等で企画する国際関連事業に積極的に協力すること。

（２）派遣修了後1年以内に自己都合退職した場合、当該事業にかかる費用について返還を求める場合がある。

（３）本事業による派遣に伴う所属部局における研究上・教育上・職務上の影響を最小限に留めるよう努力すること。